

兵庫県公報

平成27年4月3日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

選挙管理委員会告示

○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の期日等	1
○ 兵庫県議会議員選挙及び神戸市議会議員選挙の投票及び開票の順序	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長及び同職務代理者の選任	2
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙長の職務を行う場所	5
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙会の日時及び場所	9
○ 兵庫県議会議員選挙の開票事務と選挙会事務との合同	10
○ 兵庫県議会議員選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額	11
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	12
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	12

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成26年法律第125号）第1条第2項、第2条及び第4条第2項の規定により、兵庫県議会議員の任期満了による一般選挙及び神戸市議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり同時に行う。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

- 1 選挙の期日
平成27年4月12日
- 2 兵庫県議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選挙区	議員数	選挙区	議員数
神戸市東灘区	3人	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1人
神戸市灘区	2人	西脇市及び多可郡	1人
神戸市中央区	2人	宝塚市	3人
神戸市兵庫区	2人	三木市	1人
神戸市北区	3人	高砂市	1人
神戸市長田区	2人	川西市及び川辺郡	3人
神戸市須磨区	3人	小野市	1人
神戸市垂水区	3人	三田市	2人
神戸市西区	3人	加西市	1人
姫路市	8人	篠山市	1人
尼崎市	7人	養父市	1人
明石市	4人	丹波市	1人

西 宮 市	7 人	南 あ わ じ 市	1 人
洲 本 市	1 人	朝 来 市	1 人
芦 屋 市	1 人	淡 路 市	1 人
伊 丹 市	3 人	宍 粟 市	1 人
相 生 市	1 人	加 東 市	1 人
豊 岡 市	1 人	加 古 郡	1 人
加 古 川 市	4 人	神 崎 郡	1 人
たつの市及び揖保郡	2 人	美 方 郡	1 人

3 神戸市議会議員の各選挙区において選挙すべき議員の数

選 挙 区	議 員 数
東 灘 区	9 人
灘 区	6 人
中 央 区	6 人
兵 庫 区	5 人
北 区	10 人
長 田 区	5 人
須 磨 区	7 人
垂 水 区	10 人
西 区	11 人



兵庫県選挙管理委員会告示第19号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員及び神戸市議会議員の同時選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第122条の規定により、投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

- 1 投票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 神戸市議会議員選挙の投票
 - (2) 兵庫県議会議員選挙の投票
- 2 開票を同時に行わない場合の開票の順序は、次のとおりとする。
 - (1) 兵庫県議会議員選挙の開票
 - (2) 神戸市議会議員選挙の開票



兵庫県選挙管理委員会告示第20号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

1 選挙長

選 挙 区	住 所	氏 名
神戸市東灘区	神戸市東灘区岡本7丁目12番18—309号	小山正富
神戸市灘区	神戸市灘区浜田町2丁目6番16号	西下勝
神戸市中央区	神戸市中央区山本通4丁目3番5号	信岡駿太郎
神戸市兵庫区	神戸市兵庫区湊川町9丁目18番5号	吾妻義信
神戸市北区	神戸市北区北五葉2丁目11番1—1308号	森田政男
神戸市長田区	神戸市長田区神楽町6丁目6番3号	松本博行
神戸市須磨区	神戸市須磨区白川台6丁目16番地の10	猪花武志
神戸市垂水区	神戸市垂水区本多間4丁目5番308—106号	小田桐功
神戸市西区	神戸市西区押部谷町和田332番地	北井和利
姫路市	姫路市広畑区蒲田3丁目162番地	松田貞夫
尼崎市	尼崎市浜田町1丁目20番地の1	中川日出和
明石市	明石市魚住町西岡679番地の1	川木菊正
西宮市	西宮市高須町1丁目1番13—1309号	魚水啓子
洲本市	洲本市上内膳740番地2	濱田敏夫
芦屋市	芦屋市潮見町6番4—2号	高嶋修
伊丹市	伊丹市岩屋1丁目4番45号	吉岡喜久子
相生市	相生市双葉2丁目14番17号	頓宮正之
豊岡市	豊岡市泉町7番33号	畠中隆夫
加古川市	加古川市西条山手2丁目16番7号	大西一三
たつの市及び揖保郡	たつの市揖西町小犬丸693番地	石田勝啓
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市木津288番地	多田憲子
西脇市及び多可郡	西脇市上比延町916番地	藤井義輝
宝塚市	宝塚市中筋7丁目1番28号	米谷宗久
三木市	三木市別所町石野929番地	平田義則
高砂市	高砂市伊保崎南9番14号	嶋田利朗
川西市及び川辺郡	川西市緑台4丁目7番地の59	中礼思無哉
小野市	小野市黍田町398番地の84	京谷隆弘
三田市	三田市加茂456番地	新谷隆博
加西市	加西市福住町755番地	本多邦好
篠山市	篠山市西古佐921番地	若狭幹雄

養 父 市	養父市八鹿町九鹿533番地3	足 立 勝 美
丹 波 市	丹波市山南町井原391番地1	藤 井 敏 弘
南 あ わ じ 市	南あわじ市倭文長田1559番地	山 田 泰 生
朝 来 市	朝来市和田山町岡田264番地3	山 本 慎 司
淡 路 市	淡路市岩屋1024番地	筈 屋 俊 次
宍 粟 市	宍粟市一宮町黒原201番地3	森 下 累 充
加 東 市	加東市掬鹿谷458番地	平 野 隆 司
加 古 郡	神戸市長田区若松町5丁目5番1—1705号	川 北 みゆき
神 崎 郡	加古郡稲美町国岡3丁目19番地の6	澤 瀬 修 一
美 方 郡	豊岡市竹野町御又28番地の9	定 元 孝 文

2 選挙長の職務を代理すべき者

選 挙 区	住 所	氏 名
神 戸 市 東 灘 区	神戸市東灘区本山南町1丁目4番33—102号	西 川 恭 次
神 戸 市 灘 区	神戸市灘区鹿ノ下通3丁目3番2号	岩 田 孝 一
神 戸 市 中 央 区	神戸市中央区山本通3丁目6番15—403号	近 藤 裕 重
神 戸 市 兵 庫 区	神戸市兵庫区吉田町2丁目26番4号	今 津 成 生
神 戸 市 北 区	神戸市北区緑町4丁目3番6—18号	藤 本 二 二 夫
神 戸 市 長 田 区	神戸市長田区萩乃町2丁目5番6号	山 名 静 子
神 戸 市 須 磨 区	神戸市須磨区板宿町3丁目12番41号	宮 寄 俊 郎
神 戸 市 垂 水 区	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目8番29号	吉 田 敬 子
神 戸 市 西 区	神戸市西区北山台3丁目3番8号	西 富 久
姫 路 市	姫路市増位新町2丁目15番地1 花の北ハイツC棟101号	増 本 勝 彦
尼 崎 市	尼崎市水堂町3丁目16番23号 ハート・リバー一番館201号	下 川 検 事
明 石 市	明石市大久保町江井島649番地の2	森 田 尚 敏
西 宮 市	西宮市久保町12番19—301号	阪 本 武
洲 本 市	洲本市五色町都志万歳397番地7	蓮 井 慶 太 郎
芦 屋 市	芦屋市松浜町5番15—202号	千 葉 孝 子
伊 丹 市	伊丹市西台1丁目8番3号	佐 野 文 彦
相 生 市	相生市若狭野町入野44番地	片 山 允 恭
豊 岡 市	豊岡市元町3番15号	浮 田 一 雄

加古川市	加古川市野口町良野561番地の3	北条雅紀
たつの市及び揖保郡	たつの市揖保川町野田338番地1	南木健一郎
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	赤穂市加里屋1616番地1	宍戸一雅
西脇市及び多可郡	西脇市西田町27番地	藤井徹也
宝塚市	宝塚市逆瀬台5丁目5番9号	湯浅忠
三木市	三木市口吉川町桃坂281番地	戸田裕
高砂市	高砂市阿弥陀町魚橋1679番地	神吉佑昌
川西市及び川辺郡	川西市山原2丁目12番15号	福田義久
小野市	小野市中町283番地	井上輝雄
三田市	三田市あかしあ台1丁目29番地5	野口和子
加西市	加西市北条町北条959番地	植田定雄
篠山市	篠山市八上上87番地	森口やよい
養父市	養父市大屋町中1172番地	中村千秋
丹波市	丹波市市島町上竹田995番地	近藤雅信
南あわじ市	南あわじ市八木馬回31番地	池田喜昭
朝来市	朝来市生野町小野1715番地	吉成惠
淡路市	淡路市大谷740番地	向野下正廣
宍粟市	宍粟市千種町黒土55番地	平田讓示
加東市	加東市北野1番地2	玉田有志夫
加古郡	尼崎市塚口町3丁目38番地の11 ローブコーポ塚口202号	木村真理子
神崎郡	姫路市城東町京口台56番地	市村高子
美方郡	豊岡市日高町栗山494番地	篠井省吾



兵庫県選挙管理委員会告示第21号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙執行規程（昭和47年兵庫県選挙管理委員会告示第43号）第7条の規定により、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

選挙区	職務を行う場所	左記で職務を行う期間	所在地
神戸市東灘区	神戸市東灘区役所4階大会議室	4月3日	神戸市東灘区住吉東町5丁目2番1号
	神戸市東灘区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	

神戸市 灘区	神戸市灘区役所4階大会議室	4月3日	神戸市灘区桜口町4丁目2番1号
	神戸市灘区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	
神戸市 中央区	神戸市中央区役所4階大会議室	全 期 間	神戸市中央区雲井通5丁目1番1号
神戸市 兵庫区	神戸市兵庫区役所地下1階神戸市立兵庫公会堂第2・3集会室	4月3日	神戸市兵庫区荒田町1丁目21番1号
	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	
神戸市 北区	神戸市立北区民センターすずらんホール大ホール	4月3日	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目26番1号
	神戸市北区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目25番1号
神戸市 長田区	神戸市長田区役所7階大会議室	4月3日	神戸市長田区北町3丁目4番地の3
	神戸市長田区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	
神戸市 須磨区	神戸市須磨区役所4階多目的会議室	4月3日	神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号
	神戸市須磨区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	
神戸市 垂水区	神戸市立垂水勤労市民センター多目的ホール	4月3日	神戸市垂水区日向1丁目5番1号
	神戸市垂水区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	
神戸市 西区	神戸市西区役所4階神戸市立西公会堂	4月3日	神戸市西区玉津町小山字川端180番地の3
	神戸市西区選挙管理委員会事務室	4月4日以降	
姫路市	姫路市役所本庁舎10階第2会議室	4月3日 午 前 中	姫路市安田4丁目1番地
	姫路市役所北別館7階姫路市選挙管理委員会事務室	4月3日 午 後 以 降	
尼崎市	尼崎市議会議事堂	4月3日 午前9時30分まで	尼崎市東七松町1丁目23番1号
	尼崎市選挙管理委員会事務局	4月3日 午前9時30分以降	
明石市	明石市役所103会議室	4月3日 午 前 中	明石市中崎1丁目5番1号
	明石市選挙管理委員会委員室	4月3日 午 後 以 降	
西宮市	西宮市役所東館大ホール	4月3日 午前10時まで	西宮市六湛寺町3番1号
	西宮市役所東館西宮市選挙管理委員会事務室	4月3日 午前10時以降	

洲本市	洲本市役所南庁舎2階会議室	4月3日 午前中	洲本市本町3丁目4番10号
	洲本市選挙管理委員会事務局	4月3日 午後以降	
芦屋市	芦屋市役所第2委員会室	4月3日 午前10時まで	芦屋市精道町7番6号
	芦屋市選挙管理委員会室	4月3日 午前10時以降	
伊丹市	伊丹市役所701会議室	4月3日 午前中	伊丹市千僧1丁目1番地
	伊丹市選挙管理委員会室	4月3日 午後以降	
相生市	相生市役所2号館1階会議室	4月3日 午前中	相生市旭1丁目1番3号
	相生市選挙管理委員会事務局	4月3日 午後以降	
豊岡市	豊岡市役所本庁舎3階庁議室	4月3日	豊岡市中央町2番4号
	豊岡市役所本庁舎豊岡市選挙管理委員会事務局	4月4日以降	
加古川市	加古川市役所新館9階191会議室	4月3日 午前中	加古川市加古川町北在家2000番地
	加古川市選挙管理委員会事務局	4月3日 午後以降	
たつの市及び揖保郡	たつの市役所分庁舎第3会議室	4月3日 午前中	たつの市龍野町富永1005番地1
	たつの市選挙管理委員会事務局	4月3日 午後以降	
赤穂市 赤穂郡 及び 佐用郡	赤穂市役所204会議室	4月3日 午前中	赤穂市加里屋81番地
	赤穂市選挙管理委員会室	4月3日 午後以降	
西脇市 及び 多可郡	西脇市役所第1会議室	4月3日 午前10時まで	西脇市郷瀬町605番地
	西脇市選挙管理委員会事務局	4月3日 午前10時以降	
宝塚市	宝塚市役所3階研修室	4月3日 午前10時まで	宝塚市東洋町1番1号
	宝塚市選挙管理委員会事務局	4月3日 午前10時以降	

三木市	三木市役所5階中会議室	4月3日 午前10時まで	三木市上の丸町10番30号
	三木市選挙管理委員会事務室	4月3日 午前10時以降	
高砂市	高砂市役所選挙管理委員会事務室	全 期 間	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
川西市 及び 川辺郡	川西市役所B02会議室	4月3日 午 前 中	川西市中央町12番1号
	川西市選挙管理委員会事務室	4月3日 午 後 以 降	
小野市	コミュニティーセンターおの201号室	4月3日 午前10時まで	小野市王子町806番地の1
	小野市選挙管理委員会委員室	4月3日 午前10時以降	
三田市	三田市役所本庁舎6階委員会室	4月3日 午前10時まで	三田市三輪2丁目1番1号
	三田市選挙管理委員会事務室	4月3日 午前10時以降	
加西市	加西市役所1階多目的ホール	4月3日 午前10時まで	加西市北条町横尾1000番地
	加西市選挙管理委員会事務室	4月3日 午前10時以降	
篠山市	篠山市役所本庁1階101会議室	全 期 間	篠山市北新町41番地
養父市	養父市役所2階第1会議室	4月3日	養父市八鹿町八鹿1675番地
	養父市役所2階企画総務部総務課	4月4日以降	
丹波市	丹波市役所中会議室	4月3日	丹波市氷上町成松字甲賀1番地
	丹波市選挙管理委員会事務局	4月4日以降	
南あわじ市	南あわじ市選挙管理委員会事務室	全 期 間	南あわじ市市善光寺22番地1
朝来市	朝来市和田山農業研修センター206号室	4月3日	朝来市和田山町東谷213番地1
	朝来市選挙管理委員会事務局	4月4日以降	
淡路市	淡路市役所2階大会議室	4月3日 午 前 中	淡路市生穂新島8番地
	淡路市役所選挙管理委員会事務局事務室	4月3日 午 後 以 降	
宍粟市	宍粟市役所3階庁議室	4月3日	宍粟市山崎町中広瀬133番地6
	宍粟市選挙管理委員会事務室	4月4日以降	

加東市	加東市役所 5 階501会議室	4 月 3 日 午前中	加東市社50番地
	加東市役所 4 階402会議室	4 月 3 日 午後	
	加東市役所 4 階加東市選挙管理委員会執務室	4 月 4 日 以降	
加古郡	兵庫県加古川総合庁舎 5 階会議室 A	4 月 3 日 午前中	加古川市加古川町寺家町天神木 97番地の 1
	兵庫県東播磨県民局事務室 (総務防災課)	4 月 3 日 午後以降	
神崎郡	兵庫県姫路総合庁舎401・402	4 月 3 日 午前中	姫路市北条 1 丁目98番地
	兵庫県中播磨県民センター事務室 (総務防災課)	4 月 3 日 午後以降	
美方郡	兵庫県豊岡総合庁舎職員福利センター会議室	4 月 3 日 午前中	豊岡市幸町 7 番11号
	兵庫県但馬県民局事務室 (総務防災課)	4 月 3 日 午後以降	



兵庫県選挙管理委員会告示第22号

平成27年 4 月 12 日執行の兵庫県議会議員選挙につき、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成27年 4 月 3 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選挙区	日 時	場 所
神戸市東灘区	4月13日 午前10時	神戸市東灘区役所 4 階大会議室
神戸市灘区	4月13日 午前10時	神戸市灘区役所 4 階C会議室
神戸市中央区	4月13日 午前10時	神戸市中央区役所 7 階中会議室
神戸市兵庫区	4月13日 午前10時	神戸市兵庫区役所地下 1 階神戸市立兵庫公会堂第 2・3 集会室
神戸市北区	4月13日 午前10時	神戸市北区役所 5 階会議室
神戸市長田区	4月13日 午前10時	神戸市長田区役所 7 階702会議室
神戸市須磨区	4月13日 午前10時	神戸市須磨区役所 4 階401会議室
神戸市垂水区	4月13日 午前10時	神戸市垂水区役所 2 階201会議室
神戸市西区	4月13日 午前10時	神戸市西区役所 4 階神戸市立西公会堂
姫路市	4月13日 午後 1 時30分	姫路市役所北別館 4 階403会議室
尼崎市	4月12日 午後 9 時 5 分	ベイコム総合体育館 (記念公園)

明石市	4月13日 午前10時	明石市役所806C会議室
西宮市	4月13日 午前11時	西宮市役所東館801会議室
洲本市	4月12日 午後9時15分	洲本市文化体育館
芦屋市	4月12日 午後9時	芦屋市立精道小学校体育館
伊丹市	4月12日 午後9時30分	伊丹スポーツセンター体育館
相生市	4月12日 午後9時	相生市民会館中ホール
豊岡市	4月12日 午後9時15分	豊岡市立総合体育館
加古川市	4月12日 午後9時15分	加古川市立日岡山体育館
たつの市及び揖保郡	4月13日 午後1時30分	たつの市役所301会議室
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	4月13日 午前10時	赤穂市役所202会議室
西脇市及び多可郡	4月13日 午後1時30分	西脇市役所応接室
宝塚市	4月12日 午後9時30分	宝塚市立スポーツセンター総合体育館
三木市	4月12日 午後9時20分	三木勤労者体育センター
高砂市	4月12日 午後9時	高砂市総合体育館
川西市及び川辺郡	4月13日 午前10時30分	川西市役所大会議室
小野市	4月12日 午後8時40分	小野市伝統産業会館 大研修室
三田市	4月12日 午後9時15分	城山公園体育館
加西市	4月12日 午後8時50分	兵庫みらい農業協同組合JA会館大ホール
篠山市	4月12日 午後9時10分	篠山市立篠山総合スポーツセンター
養父市	4月12日 午後9時15分	八鹿文化会館ホール
丹波市	4月12日 午後9時15分	丹波市立氷上住民センター体育館
南あわじ市	4月12日 午後9時15分	南あわじ市文化体育館
朝来市	4月12日 午後9時15分	朝来市和田山農業研修センター 3階
淡路市	4月12日 午後9時20分	津名体育センター
宍粟市	4月12日 午後9時	宍粟市立山崎小学校体育館
加東市	4月12日 午後9時10分	加東市役所 2階201会議室
加古郡	4月13日 午後1時	兵庫県加古川総合庁舎 5階会議室A
神崎郡	4月13日 午前11時	兵庫県姫路総合庁舎401会議室
美方郡	4月13日 午前10時	兵庫県豊岡総合庁舎職員福利センター多目的ホール



兵庫県選挙管理委員会告示第23号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により、開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区及び開票事務と選挙会事務を併せて行わない選挙区については、次のとおりとする。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

1 開票事務を選挙会事務と併せて行う選挙区

尼崎市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市

2 開票事務を選挙会事務と併せて行わない選挙区

神戸市東灘区、神戸市灘区、神戸市中央区、神戸市兵庫区、神戸市北区、神戸市長田区、神戸市須磨区、神戸市垂水区、神戸市西区、明石市、西宮市



兵庫県選挙管理委員会告示第24号

平成27年4月12日執行の兵庫県議会議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

選 挙 区	支出金額の制限額 (円)	選 挙 区	支出金額の制限額 (円)
神戸市東灘区	8,582,100	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	9,701,700
神戸市灘区	8,292,500	西脇市及び多可郡	8,278,400
神戸市中央区	8,122,000	宝 塚 市	9,091,800
神戸市兵庫区	7,627,900	三 木 市	9,351,400
神戸市北区	8,943,600	高 砂 市	10,171,400
神戸市長田区	7,246,300	川西市及び川辺郡	8,218,000
神戸市須磨区	7,664,700	小 野 市	7,158,200
神戸市垂水区	8,944,400	三 田 市	7,718,600
神戸市西区	9,377,200	加 西 市	7,013,400
姫 路 市	8,345,800	篠 山 市	6,869,100
尼 崎 市	8,393,100	養 父 市	5,665,800
明 石 市	8,877,900	丹 波 市	8,440,800
西 宮 市	8,447,600	南 あ わ じ 市	7,318,500
洲 本 市	7,099,500	朝 来 市	6,103,900
芦 屋 市	10,433,700	淡 路 市	7,132,300
伊 丹 市	8,337,800	宍 粟 市	6,669,700
相 生 市	6,014,600	加 東 市	6,540,500
豊 岡 市	9,686,900	加 古 郡	8,337,900
加 古 川 市	8,398,500	神 崎 郡	6,931,500
たつの市及び揖保郡	7,684,400	美 方 郡	6,334,400



兵庫県選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	90,740
選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	667,122



兵庫県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈 蔵

(選 挙 区 名)	〔 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 〕
-----------	--------------------------------

神戸市東灘区	56,411
神戸市灘区	35,281
神戸市中央区	33,911
神戸市兵庫区	29,943
神戸市北区	60,766
神戸市長田区	26,878
神戸市須磨区	45,357
神戸市垂水区	60,776
神戸市西区	65,990
姫 路 市	138,085
尼 崎 市	126,310
明 石 市	79,965
西 宮 市	127,844
洲 本 市	12,850
芦 屋 市	26,240
伊 丹 市	53,468
相 生 市	8,493
豊 岡 市	23,241
加 古 川 市	72,265
たつの市及び揖保郡	30,396
赤穂市及び赤穂郡	18,070
西脇市及び多可郡	17,584
宝 塚 市	62,551
三 木 市	21,893
高 砂 市	25,187
川西市及び川辺郡	52,024

小	野	市	13,085
三	田	市	30,672
加	西	市	12,504
篠	山	市	11,924
養	父	市	7,092
丹	波	市	18,236
南	あ わ じ	市	13,729
朝	来	市	8,851
淡	路	市	12,981
宍	粟	市	11,123
加	東	市	10,605
加	古	郡	17,823
神	崎	郡	12,175
佐	用	郡	5,231
美	方	郡	9,777